

原判決に対する意見（控訴審提出予定版）

法務省 矯正医官 池田正行

要 約

原判決はこの裁判における最重要問題を完全に無視しました。その最重要問題とは、谷口医院が移転を強いられた直接の原因が、キックボクシングジムからの振動による医療安全業務妨害であることです。私は医学専門家の観点から、この業務妨害を証明する意見書 2 通（証拠番号〇〇、××）を提出しました。ところが、原判決はこれら私の意見書に一言も触れていません。控訴審裁判所におかれましては今一度私の意見書を含め、原審に提出された証拠を吟味し、キックボクシングジムからの振動による医療安全業務妨害に対する適切な判断をお願いいたします。

抹殺された意見書

私は本裁判に対し、谷口医院が移転を強いられた直接の原因は、キックボクシングジムからの振動による医療安全業務妨害であることを、医学専門家の観点から証明する意見書 2 通（証拠番号〇〇、××）を証拠として提出しました。2 通共に添付した医学論文や医療関係法規に基づき、十分な客觀性と証明力を持った意見書です。

私はこれまで矯正医療における注意義務違反を問う国家賠償訴訟事件において、被告国側協力医として意見書を提出してきました。その執筆方針は本裁判に提出した意見書と全く同様です。全 14 件のうち 7 件では、本裁判同様、相手方（原告）から医学専門家から反論書面が一切提出されませんでした。（下記表）

池田意見書提出事件						
意見書受任	事件番号	裁判所	反論書面	請求額	国支払額	判決
2015/11/30	平成26年(ワ)第465号損害賠償請求事件	津地裁	無	1500	0	請求棄却
2016/2/17	平成25年(ワ)第9920号国家賠償請求事件	大阪地裁	無	7376	500	(和解)
2018/2/27	(平成30年意見書提出)	高松地裁	無	200	0	請求棄却
2019/5/24	平成29年(ワ)第604号国家賠償請求事件	広島地裁	無	165	0	請求棄却
2019/12/27	平成29年(ワ)第397号損害賠償請求事件	仙台地裁	無	1265	50	(和解)
2021/1/25	平成31年(ワ)第51号国家賠償請求事件	仙台高裁	無	5885	0	請求棄却
2022/5/1	令和3年(ネ)第153号損害賠償請求控訴事件	高松高裁	無	1810	0	請求棄却

いずれも注意義務違反を請求理由とした国家賠償訴訟事件。池田は被告国側協力医として意見書を提出したが、いずれの裁判でも相手方(原告)から反論書面は一切提出されなかった。

うち5件では私の意見が全面的に認められ請求棄却、2件でもほぼ私の主張が認められ、それぞれ請求額7%弱、4%弱の解決金で和解が成立しています。一方原判決は私の意見書を採用するどころか、その存在にすら一切触れていません。判決書には私の姓すらもありません。私の意見書は判決から正に「抹殺された」のです。

何が抹殺されたのか

患者と職員。この両者の命と健康を守る医療安全が、キックボクシングジムからの振動によって台無しになった。それがこの裁判で審理すべき最重要事実です。キックボクシングジムが移転してくる前まで、谷口医院では他の医療機関同様、関連法規の定めるところに従い医療安全が保たれた環境で診療が行われていました。

ところが、キックボクシングジムからの振動が、その医療安全を守る活動を破綻させました。ジムが移転してきた時から、谷口医院では、重い後遺症の残る神経・血管損傷や、HIVや肝炎

ウイルス感染といった生命に関わる医療事故・労働災害が、いつ何時発生してもおかしくない事

態に陥ったのです。私の意見書の抹殺によってこれらの事実も全て抹殺されました。

結語

もし私の意見書が原審裁判所によって適切に吟味されていれば、判決は原判決と全く異なっていた可能性が極めて高いと考えています。控訴審裁判所におかれましては今一度私の意見書を含め、原審に提出された証拠を吟味し、キックボクシングジムからの振動による医療安全業務妨害に対する適切な判断をお願いいたします。